

鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、官民相互の連携・協働の活動を推進し本市の拠点機能を高めるため、本市の特定区域に立地する大型商業施設内に子育て広場を整備して市と連携した取組を行う事業者に対し、予算の範囲内で鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て広場 親子が自由に遊べる場として無料で供する屋内広場で、面積が150平方メートル以上であるもの
- (2) 特定区域 鹿屋市立地適正化計画（令和4年10月策定）で定めた都市機能誘導区域をいう。
- (3) 大型商業施設 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店で、店舗面積が1,000平方メートル以上であるもの
- (4) 店舗面積 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市の特定区域に立地する大型商業施設内に子育て広場を開設し、当該子育て広場の運営を3年以上継続することが見込まれること。
- (2) 本市の市税に滞納がないこと。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費、補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 同一の子育て広場に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 補助対象に係る見積書の写し
- (4) 工程表
- (5) 工事明細書
- (6) 工事関係図面一式
- (7) 備品の設置予定場所を示す位置図
- (8) 定款
- (9) 法人登記事項全部証明書
- (10) その他市長が必要と認める書面

2 前項の申請書は、工事に着手する5日前までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第2項の規定により交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書に記載された建物の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業計画書に記載された事業の全部又は一部を中止若しくは廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業計画に基づく事業が施工期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金交付決定後に申請の内容を変更する場合は、鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金変更

承認申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書（別記第5号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別記第7号様式）

(2) 収支精算書（別記第3号様式）

(3) 補助事業に係る契約関係書類の写し

(4) 補助事業に係る領収書、経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し

(5) 工事完成引渡書の写し

(6) 室別面積表

(7) 建物の配置図、平面図の写し

(8) 備品を設置した場所を示す位置図

(9) 建物内主要部分の写真等

(10) その他市長が必要とする書類

（補助金の請求）

第9条 規則第15条に規定する通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消又は補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条の要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書その他書類に虚偽の記載をし、又は不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、開設日から起算し

て3年を経過する前に、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、この要綱の規定又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	補助金の額
子育て広場の開設に要する経費のうち、施設の新設・改築・改修・修繕に必要な工事請負費、工事事務費（工事施工のために必要な経費であって、設計料及び設計監督料をいう。ただし、基本設計に係る経費は除く。）、子育て広場を供するに当たって必要となる備品購入費（備品の配送費、設置費、工事費を含み、リースによるものは除く。）その他市長が必要と認める経費（消費税及び地方消費税を除く。）	対象経費の 1 / 2 以内の額（予算で定める範囲内の額）

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金交付申請書

鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 補助金を活用する子育て広場を開設する施設の所在地及び名称
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 補助対象に係る見積書の写し
 - (4) 工程表
 - (5) 工事明細書
 - (6) 工事関係図面一式
 - (7) 備品の設置予定場所を示す位置図
 - (8) 定款
 - (9) 法人登記事項全部証明書
 - (10) その他市長が必要と認める書面

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 整備する（事業を実施する）子育て広場

名 称		
所 在 地 等		(大型商業施設の店舗面積： m ²)
設置主体及び 経営主体		
施設所有形態		☐ 自社所有（取得年月日： 年 月 日） ☐ 賃貸物件（賃借開始日： 年 月 日）
整 備 区 分		☐ 新設 ☐ 改築 ☐ 改修 ☐ 修繕
延 べ 床 面 積		m ²
経費内訳	工事請負費	円
	工事事務費	円
	備品購入費	円
	その他	円
	合計	円
施行期間 (予定)	契約年月日	
	着工年月日	
	竣工年月日	
	竣工後の事業 開始年月日	

2 実施事業の概要

別紙のとおり

第3号様式（第5条、第8条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算 額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市 補 助 金					
受 益 者 負 担					
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算 額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
工事請負費					
工事事務費					
備品購入費					
その他					
計					

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定された鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金について、補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 子育て広場の名称

2 変更の内容

既交付決定額 円

変更額 円

変更交付申請額 円

変更事業期間 自 年 月 日 至 年 月 日

3 添付資料

- (1) 事業変更計画書（第5号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第7条関係）

事業変更計画書

1 整備する（事業を実施する）子育て広場

名 称		
所 在 地 等		(大型商業施設の店舗面積： m ²)
設置主体及び 経営主体		
施設所有形態		☐ 自社所有（取得年月日： 年 月 日） ☐ 賃貸物件（賃借開始日： 年 月 日）
整 備 区 分		☐ 新設 ☐ 改築 ☐ 改修 ☐ 修繕
延 べ 床 面 積		m ²
経費内訳	工事請負費	円
	工事事務費	円
	備品購入費	円
	その他	円
	合計	円
施行期間 (予定)	契約年月日	
	着工年月日	
	竣工年月日	
	竣工後の事業 開始年月日	

2 実施事業の概要

別紙のとおり

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

年度鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市官民連携まちづくり推進事業を実施したので、鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金の予定金額 金 _____ 円

2 補助金を活用した子育て広場の所在地及び名称

- (1) 所在地
- (2) 名 称

3 添付書類（添付されている書類に✓を記入）

添付書類	チェック
(1) 事業実績書	☐
(2) 収支精算書	☐
(3) 補助事業に係る契約関係書類の写し	☐
(4) 補助事業に係る領収書、経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し	☐
(5) 工事完成引渡書の写し	☐
(6) 室別面積表	☐
(7) 建物の配置図、平面図の写し	☐
(8) 備品を設置した場所を示す位置図	☐
(9) 建物内主要部分の写真等	☐
(10) その他市長が必要とする書類	☐

第7号様式（第8条関係）

事業実績書

1 整備した（事業を実施した）子育て広場

名 称		
所 在 地 等		(大型商業施設の店舗面積： m ²)
設置主体及び 経営主体		
施設所有形態		☐ 自社所有（取得年月日： 年 月 日） ☐ 賃貸物件（賃借開始日： 年 月 日）
整 備 区 分		☐ 新設 ☐ 改築 ☐ 改修 ☐ 修繕
延 べ 床 面 積		m ²
経費内訳	工事請負費	円
	工事事務費	円
	備品購入費	円
	その他	円
	合計	円
施行期間 (予定)	契約年月日	
	着工年月日	
	竣工年月日	
	竣工後の事業 開始年月日	

2 実施事業の概要

別紙のとおり

第8号様式（第9条関係）

鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号により交付確定通知を受けた鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金について、鹿屋市官民連携まちづくり推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所

名 称

代表者名

印

鹿屋市長 様

振込先	
金融機関名	
本支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人(カナ)	